## 競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名: 五洋建設株式会社

業者の住所 : 東京都文京区後楽2-2-8

2. 競争参加停止措置期間: 2023 年 1月 30日~ 2023 年 3月 1日

<u>(1ヵ月)</u>

## 3. 事 実 概 要:

五洋建設株式会社の使用人である、新名神高速道路大津ジャンクション東工事の現場代理人(当時)は、2021年7月9日に同工事現場内で、作業員が全治3ヶ月の骨折を負う労働災害が発生したにもかかわらず、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく報告しなかったとして、2022年3月11日、労働安全衛生法違反の疑いで大津労働基準監督署より大津地方検察庁に書類送検され、2022年12月22日、大津簡易裁判所より罰金の略式命令を受けた。

4. 競争参加停止措置理由:

五洋建設株式会社の使用人が労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、 罰金の略式命令を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取 扱要領」別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

## 〈競争参加停止要領 別表第 2〉

措置要件	期間
1~13 略 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等 の初めの担ますとして不適当であると思められ	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 15略	